

## ボリビアの大衆参加法事業の現状 ——ボリビア共和国ラパス県アチャカチ市の事例研究——

福原 亮\*

### **La Situación Actual de La Ley de Participación Popular**

Fukuhara Akira

#### **Resumen**

La Ley de Participación Popular les transfiere a los Gobiernos Municipales la infraestructura física de educación, salud, deporte etc., con la obligación de administrarla y promueve el proceso de participación popular articulando a las comunidades en la vida jurídica, política y económica del país.

Esta tesis presentará las ventajas y problemas de dicha Ley, y sugerirá medidas para mejoramientos y soluciones a través de entrevistas con las personas relacionadas.

A través de la investigación del campo realizada en 2003 en el Municipio de Achacachi, Departamento de La Paz, Bolivia, se aclaró que la información básica sobre el mecanismo de la definición de obras públicas y recursos financieros llega sólo hasta el nivel de las autoridades municipales y no al de los comunitarios. En esta situación, ellos no están enterados de que pueden reflejar sus opiniones y esperanzas en la definición de obras. Como se construyen obras que ya existen, como cancha deportiva o sala de reunión en la misma comunidad, se puede decir que no se está aprovechando el fondo eficazmente.

En esta situación se necesita transmitir información básica en la forma más sencilla hasta el nivel de los habitantes locales de bajo nivel de alfabetización. En realidad, ellos no confían mucho las autoridades tampoco quieren informar datos sobre la comunidad como el número de habitantes sospechando de que éstos sirvieran sólo para el cálculo de impuestos. Finalmente se disminuye irónicamente presupuesto de la Coparticipación Tributaria que se usa para obras públicas.

Como Japón también se enfrenta con problemas similares causados por la política neoliberal igual que en Bolivia, es necesario buscar nuevas relaciones de co-

operación entre ambos países compartiendo experiencias, lecciones para recuperar la naturaleza humana y riqueza propia.

※平成19年度入学

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 1. はじめに                  | 3-2. アチャカチ市               |
| 2. ボリビアの現状               | 3-3. アチャカチ市と大衆参加法         |
| 2-1. 新経済政策と大衆参加法         | 3-4. アチャカチ市が管轄するコミュニティの現状 |
| 2-2. 大衆参加法の現状            | 3-5. 支援機関                 |
| 3. アチャカチ市における地方自治の現状と問題点 | 4. まとめ                    |
| 3-1. 現地調査                |                           |

## 1. はじめに

南米最貧国ボリビア<sup>1)</sup>において2005年12月に実施された大統領選挙では、社会主義運動党(MAS)党首エボ・モラレス(アイマラ族系先住民出身)が、米国が進める新自由主義経済からの転換を訴え、過半数を超える票を獲得し勝利した。選挙公約であった天然ガス国有化により増加した歳入は、公立小学校(基礎教育の5年間)での学用品購入のための引換券として配分されるなど、貧困層への就学援助に活用されている〔しんぶん赤旗 2006年1月24日〕。

一方、モラレス大統領は多くの国民が伝統的に消費するコカ葉と麻薬対策は別問題だとし、アメリカが進めるアンデス貿易促進麻薬撲滅協定(ATPDEA)<sup>2)</sup>の交渉には消極的である。こうしたなか、ボリビアは、米国市場で競争力を失うだけでなく、アンデス共同体(CAN)<sup>3)</sup>での大豆市場を失う可能性に直面している。また特惠制度の打ち切りでエルアルトの繊維・アパレル、宝飾品、皮革、木工等の対米輸出に影響が出、1万人の雇用確保が困難になっている〔遅野井2006:42〕。

2006年6月に発表された国家開発計画では、先住民をはじめとする大多数のボリビア国民を抑圧する社会の不平等や非人道的な排除を根本から取り除くために、一次産品輸出型経済から付加価値をつけた総合的かつ多様な工業化への転換が必要

であり、国民から資源を奪う植民地主義的な新自由主義政策の解体が急務とされている〔Plan Nacional de Desarrollo 2006: Introducción〕。

このようにエボ・モラレス大統領が掲げる貧困削減政策は、教育など一部社会セクターにおいて成果を出し始めている一方、国際社会による開発政策との間に摩擦も生じている。

筆者はモラレス政権が誕生する以前の1999年から2001年までの2年間、青年海外協力隊シニア隊員(農村開発普及員)としてボリビアに派遣され、アンデス高地(アルティプラーノ)においてボリビア政府が進める政策に対する地域住民による一連の社会運動の高まりを身近な角度から眺めてきた。特筆すべき出来事として、水戦争、農地改革やコカ根絶政策反対など地域住民による社会運動があげられ、ゼネストによる道路封鎖により避難生活を余儀なくされた。そして、これらゼネストのテーマの起源を辿ってゆくと、現在モラレス大統領が植民地主義の延長にあると痛烈に批判している1980年代半ば以降実施されている「新経済政策」があった<sup>4)</sup>。

ボリビアで新たに導入された制度が、地域住民の反発を生み、国際協力の実施にも大きな影響を与えていることから、先述の社会運動に発展した政治・経済・社会的背景を分析し、国際協力がいかにボリビア社会に関与してゆくかについて政策提案をおこなうことが不可欠である。

「大衆参加法」は、農民共同体への社会開発により、「新経済政策」への支持の取り付けを目指した同政策の枠組みの中心的な法律である。本稿では、「大衆参加法」による地方自治体の権限の拡大と経済・社会開発との関係、問題点の検討をアチャカチでのフィールドワークに基づく事例研究をつうじて明らかにする。

## 2. ボリビアの現状

### 2-1. 新経済政策と大衆参加法

ボリビアの「新経済政策」は、80年代に見舞われたハイパーインフレに対処すべく、1985年8月に就任したパス・エステンソロ大統領により制定された法令（大統領令21060号）であり、これに基づいて国際通貨基金（IMF）の指導のもと「構造調整」が実施された〔国本2006：190〕。

1980年代以降、世銀とIMFはラテンアメリカを含む多くの開発途上国に対して国際収支の改善や債務返済のための経済構造の調整が必要との立場から、新自由主義に依拠した「構造調整」による経済の自由化を推進している〔佐野2005：14〕。

ボリビアでは構造調整の第一段階として未曾有のハイパーインフレの沈静化のため徹底した緊縮財政と構造調整が90年まで続けられ、国営企業の解体や鉱業公社従業員の解雇、さまざまな補助金が削減されるなど、公共部門のスリム化が図られ、多数の失業者を生み国民の生活に大きな打撃を与えた〔国本2006：191〕。

1993年の大統領選挙では、「新経済政策」立案の責任者であった企業家で民族革命運動党（MNR）のサンチェス・デ・ロサーダが当選した。サンチェス大統領は先住民族運動トゥパク・カタリ革命運動の指導者、ビクトル・ウーゴ・カルデナスを副大統領に指名し、経済再編の効果を貧困層に波及させることをめざす「全国民の計画（Plan de Todos）」を掲げ、大幅な改革に着手した〔遅野井2004：63〕。

この計画は、①資本化（Capitalization）により国営企業を民営化し、経済活性化、失業問題の克

表1 「新経済政策」による主な法律

1990年	行政改革法、資本化法（電力、通信、航空、鉄道、石油公社等の民営化）
1994年	大衆参加法、教育改革法（教育の質の改善と二言語教育）、憲法改正法、地方分権法、森林法
1995年	農地改革に関する新法、年金制度改革法
1996年	鉱業法、経済活性化法、化石燃料法

出典 国本伊代2006：192

服、汚職問題に対応する、②資本化からの収益を社会開発分野の投資に充当する、③大衆参加によりコミュニティを開発プロセスに主体的に巻き込み、社会開発投資の恩恵を地域社会に反映させる、の3本柱により構成されている〔大野2004：129〕。

90年代は、構造調整の第二段階にあたり、構造改革の徹底と経済の安定・成長および民主化をめざして進められた地方分権化、大衆参加法、土地所有制度の改革、税制改革、教育改革などが実施に移されるなど、ボリビアの政治、経済、社会の枠組みを規定する重要な基本法が制定されている〔国本2004：191〕。「新経済政策」関連法律は表1が示すとおりである。1992年7月の制度改革の深化に関する政党間の合意<sup>5)</sup>に基づき、大衆参加法と地方分権化、教育改革、農地改革など、国家近代化に向けた改革に着手している。また増資による資本化法を実施し、電力、航空会社、鉄道、石油公社を民営化し外資を導入するとともに、年金改革と連動させた〔遅野井2004：63〕。

民営化の対象となったサービス部門は、業務拡大により1990年代は年率でほぼ5%の安定的な経済成長率を維持している〔JICA2004：BOL（R）-2〕。

教育改革法では、それまで公教育において使用される言語がスペイン語に限られ、授業内容も統合主義的色彩の濃い西欧指向型の授業を中心に構成されてきたことを踏まえ、異文化理解、二言語教育により、先住民への蔑視のない全国民が互いに尊重しあえる環境づくりを進めている〔吉江2006：118-119〕。

谷（1999）はメキシコの新自由主義政策におい

て「勝者」から租税というかたちで資金を吸い上げ、それを「敗者」へ分配するメカニズムを指摘しているが、ボリビアの大衆参加法においても同様のことがいえる。

また、ボリビアは、ベトナム、キルギスタン、ガーナなどと共に1998年に世銀総裁ウォルフエンソンが提起した「包括的開発フレームワーク(CDF)」と呼ばれる開発過程改善イニシアチブのパイロット国に指定されている。これにより、翌年1999年、世銀、IMF 総会にて重債務貧困国支援(HIPC) 向け融資に際して、途上国政府がCDFの理念をより具体化するための「貧困削減戦略ペーパー(PRSP)」を国際機関の協力を得て作成することが、コンディショナリティの一部として義務付けられることになった。

PRSP やミレニアム開発目標における貧困削減が叫ばれるなか、特に農村貧困に裨益する事業が注目されている。しかし、こうした国際協力機関や中央政府によるトップが作成した政策目標と地方自治体、コミュニティレベルにおける参加型事業との整合性や連携が弱い。ボリビア政府による国勢調査に示される「人間の基本的ニーズ」には、①住居(建材、スペース)、②水・燃料(上下水道、エネルギー)、③教育(識字率と就学年数)、④保健医療の4指標が用いられている[INE 2007]。これらの指標のなかで大衆参加法がカバーできる部分は、上水道、電化事業など、ごく一部のインフラ事業に限られ、目標達成には、中央政府、県、国際援助機関、NGO など多くのアクターとの連携活動が不可欠である。

また「ボリビア貧困削減戦略ペーパー(EBRP)、ボリビア版PRSP」の戦略的プライオリティと市レベルの予算執行とのリンクが弱いなか、現在「ボリビア貧困削減戦略ペーパー(EBRP)」における予算執行上の中央政府の影響力を取り戻し、国全体の戦略ビジョンを予算に反映することにより、中央と市(ムニシピオ)の財政リンクを強化する方向で検討が進められている[大野2004:134]。

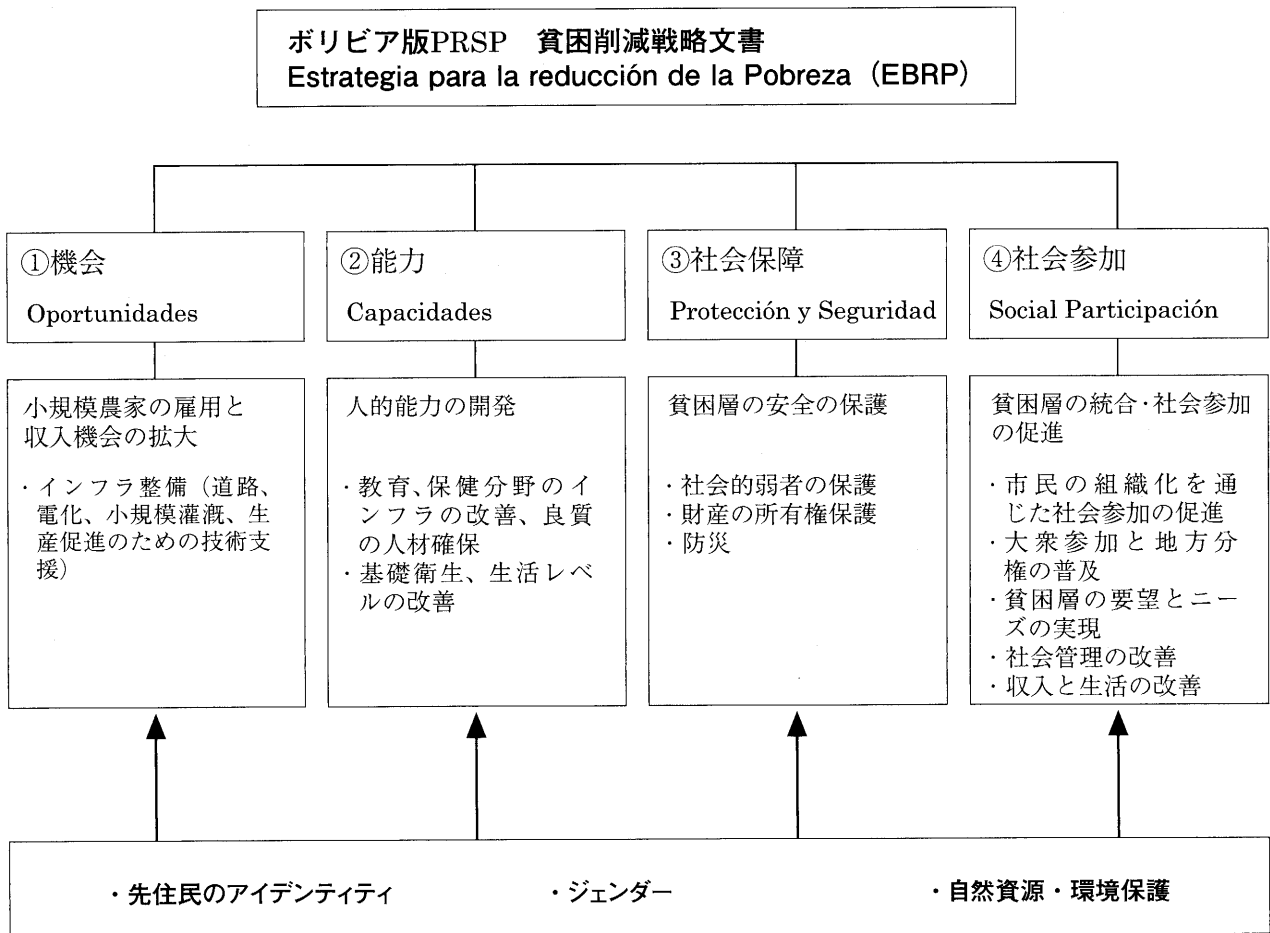
「包括的開発フレームワーク(CDF)」は①イン

フラ・投資などの経済面と社会・制度などの非経済面の開発促進を並行しておこなうこと(包括性)と、②政府、援助機関、民間セクター、NGO などすべての関係者の対話と協力を深めること(パートナーシップ)を二大原則としている。2001年に策定された「ボリビア貧困削減戦略ペーパー(EBRP)」における各種制度は、ボリビア政府が過去に打ち出したさまざまなイニシアチブに基づいており、①経済面では1985年以降の経済安定化、構造調整からなる新経済政策(New Economic Policy)、②社会開発、制度面では1994年の「大衆参加法」が定めた市(ムニシピオ)レベルの自治の強化(意思決定、予算執行、監視)を通じた貧困削減対策の2つが基調になっている。

「ボリビア貧困削減戦略ペーパー(EBRP)」は、①機会(貧困層の雇用と収入機会の拡大)、②能力(貧困層の生産的能力の拡大)、③社会保障(貧困層の安全と保護)、④社会参加(貧困層の社会参加・統合の促進)の4つの戦略的柱により構成され、社会セクターにおいて大衆参加法による市(ムニシピオ)への大規模な予算移転により効果をあげることを意図している[大野2004:127]。(図1 ボリビア貧困削減戦略ペーパー(EBRP)の4本柱参照)

世銀の想定では、民営化・規制緩和と共に社会開発を通じた人的能力向上による労働集約型成長パターンが出現するはずであった。しかし、ボリビアのように資本集約型自然レント経済のもとでは、経済成長が加速化したところでその果実が雇用創出・貧困削減効果となって波及しにくい構造にあるため、想定の誤りが証明されることとなった。新自由主義と貧困者向け社会政策との組み合わせは、世銀やIMFなどからの支援を受け、教育・保健関連インフラやミニ経済インフラが整備されたことにより結果、一定の社会指標の改善がみられた[狐崎2004:91]とされる。

「新経済政策」による経済改革、制度改革は、いずれも少数のテクノクラートによって立案され、上から押し付けられたという性格が強いもので、それを可能にしたのが協定民主主義(Democracia



出所：大野泉（2004）および Estrategía Boliviana de Reducción de Pobreza (EBRP) pp.31-33をもとに作成

図1 ボリビア貧困削減戦略ペーパー (EBRP) の4本柱

Pactada) である。議会は公職配分等の見返りに国家的重要案件を十分審議せずに通過させ、この政策決定により民主政治は形骸化し、反対派の動きには軍の動員と指導者の逮捕等、強権的手法が厭わず行使されてきた〔遅野井2004：69〕。

トップダウン的性格の強い「新経済政策」はボリビアの農村地域にも浸透している。中央政府により水や土地など天然資源の開発や利用にかかる法律が不透明な形で次々と制定されるなか、一方の農民社会運動の当事者は神経を尖らせ、デマなどにより煽動されやすい状況下にある。そして彼らは結局、何が問題の本質かも完全に見失いパニック状態となっている。2000年4月コチャバンバ県の水道公社民営化への反対暴動が、アチャカチに飛び火し第2の戦場化した事件において、水道

設備を持たずチカカ湖に流れる Keka 川に頼るアチャカチの農民が、なぜ「水戦争」に参加したのだろうか？ また「農地改革法」にも強い反発を示したが、具体的にどの条項に反対を表明したのだろうか？ 筆者が何人かの住民に質問を投げかけたが、「水使用料や土地税が増える」といった漠然とした不安を示すのみで、結局、「何をどう改善して欲しい」などの的を得た回答は返ってこないのが実情であった。

市場自由化に伴う外国系企業の進出、失業者の増大等から、新経済政策への国民の不満も広がり、1999年の経済不況を引き金として反政府活動が活発化した。2003年には「ボリビア貧困削減戦略ペーパー (EBRP) 第2版」の策定とチリ経由ガス輸出の問題に関連して暴動が発生し、サンチェ

ス大統領は退陣に追い込まれ、ボリビア・モデルは崩壊した〔JICA 2005: Bol (R) -2〕。「ボリビア・モデル」とは、1980年代の経済危機を打開するために、1985年のエステンソロ政権により始まった、政党間の連携・協約に基づく協調体制のことである。

このように大衆参加法は、構造調整から始まる現在のボリビアの政治、経済、社会の枠組みを規定する法律のなかの一つとして位置づけられている。これらは国際金融機関や一部の技術官僚によりトップダウン的に強行に制定されたもので、地域住民は、複雑で不透明なこうした「改革」を強行に押し進める政府への不信感を増大していった。

## 2 - 2. 大衆参加法の現状

大衆参加法により、従来の中央集権国家が大きく変貌した。最も重要な変化は、教育、医療、スポーツ、農道、小規模灌漑などインフラの「管理、維持、改修」などの権限および財源を市政府 (Gobierno Municipal) に移譲され、市 (ムニシピオ) の権限が大幅に強化された点である。

国家歳入の20% (施行以前は10%) が全市の人口比に応じて共同参画税 (Coparticipación Tributaria) と呼ばれる一種の地方交付金として配分され、それまで3大都市 (ラパス、サンタクルス、コチャバンバ) や県庁所在地に集中していた交付金が、貧困農村部にも平等にゆきわたることになった。また、都市の住民組織、コミュニティ (集落)、農村の先住民共同体に地域基礎共同体 (OTBs) としての法人格が与えられ、資金を活用しつつ地域のニーズに見合った開発の立案、実施を担う参加型の開発体制が敷かれた。さらに、住民参加の公共政策を自らが監視するため、監視委員会 (Comité de Vigilancia) が設置され、予算配分のモニタリングや会計上の不正などの監視が行われることとなった〔República de Bolivia: 1994〕。

サンチェス政権はボリビアが国家アイデンティティを十分に確立しておらず、経済社会的な問題に効果的に対応できていないことを憂慮する一方、

その解決策として県レベルに多大な権限移譲をするオプション (連邦制) は国家分裂を招く危険があると考えた。その結果、中央政府からの財政支援に基づき、市 (ムニシピオ) を単位とする地方自治 (municipalization) という大胆な構想が生まれた〔大野2004: 129〕。

## 3. アチャカチ市における地方自治の現状と問題点

### 3 - 1. 現地調査

現地調査は2003年8月上旬～12月初旬に私費により実施した。調査はラパス県アチャカチ市および同市の管轄コミュニティ、国際協力機関 (スイス COSUDE)、NGO、世銀契約のコンサルタント会社へのインタビューと現地踏査をつうじて、農村生活の現状と大衆参加法関連事業との整合性、問題点、課題等を明らかにした。

(写真1 アチャカチ市近郊コミュニティの風景  
写真2 農村の住居)

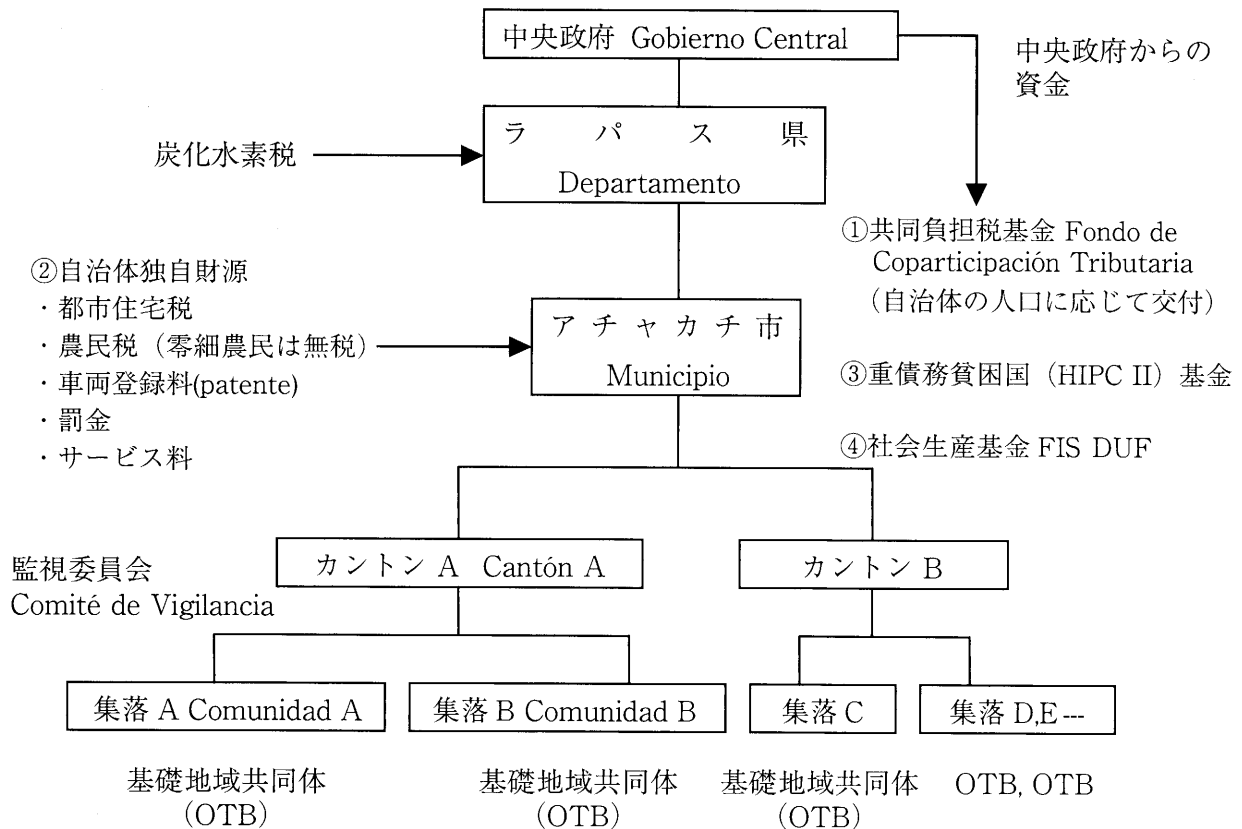
### 3 - 2. アチャカチ市

アチャカチ市は、ボリビアの首都ラパスからチチカカ湖方面へ北西90キロに位置するアイマラ族が多く居住する地方都市である。

標高4,000m、年平均降水量590mm、年平均気温7.1℃と自然環境は乾燥冷涼で、地域住民は主に自家消費のための農牧業に従事している。農業は、ジャガイモ、ソラマメ、飼料大麦、ライ麦、キヌア、アルファルファ、野菜 (タマネギ等) が栽培され、畜産物として羊肉、羊毛、牛肉、生乳、チーズ、ヨーグルトが生産されている。民族は先住民のアイマラ族で、アンデス地域のボリビアとペルー国境のチチカカ湖周辺の高原地帯を中心に居住しアイマラ語を話す<sup>6)</sup>。

ボリビアは9県 (デパルタメント)、112の郡 (プロビンシア) に分かれ、それぞれに中央政府任命の県知事 (Prefecto) と副知事 (Subprefecto) が置かれている。県は国の一種の出先機関であり、自治体ではない。





出所：アチャカチ市議会議長への聞き取り調査をもとに筆者が作成

図2 各行政単位における資金の流れ

全国に311の市（ムニシピオ）、1,200以上の区（カントン）、13,000のコミュニティ（コムニダ）がある〔JICA 1997：25〕。

コミュニティは1953年以降、MNR（民族革命運動）政権が、農地改革における大農園再分配のため組織化したシンディケート（Sindicato）が基礎になっている。コミュニティの主な役割は、農村プロジェクトの運営、土地や森林などの天然資源や共有財の管理、紛争の仲介、他コミュニティからの土地の防衛、政府やNGOなど外部機関との交渉などである〔Gery Nijenhuis 2002：83〕。

区（カントン）は4～10のコミュニティごとに組織されている。大衆参加法の事業決定は、県や市当局の立会いのもとカントン・レベルで住民評議会が開催されている。

大衆参加法が市民社会の代表として法人格を付与した「基礎地域共同体（Organización Territorial

de Base ——OTBs——）」は、各コミュニティごとに組織され、「教育、保健、スポーツ、基礎衛生、小規模灌漑、農道、都市農村開発」におけるニーズに応じた建設、公共サービスの提案、申請、管理、監督の権限を持つ〔República de Bolivia：1994〕。

アチャカチ市（ムニシピオ）はOmasuyo（プロビンシア）の郡都である。それまで地方自治は県庁所在地を中心とする大都市に限定され、大部分の市町村や地方農村部は自治権が限られ実質的な意味を持たなかった。しかし、この状況は直接選挙に基づく自治体政府を定めた自治体構成法、とりわけ大衆参加法により劇的に変革された〔運野井2004：67〕。

ボリビアの農牧農村開発省は、国の農業を推進する基本戦略として1993年に「農業分野における中期開発目標」を掲げ、その実施のために「中規



模農村都市農業開発プログラム」を策定した。このプログラムは、国内の中核的農村都市地域およびその周辺地域において農業生産、生活基盤を整備することにより、貧困の緩和と大都市への人口流入の抑制を目指しており、ラパス県アチャカチ市は同プログラムの優先地域に位置づけられている〔JICA 1997：S-1〕。

その後1996年に施行された「地方分権法」により、農牧農村開発省が農村開発計画の策定から実施まで主導権を握っていたのが、県レベルに移管されることになり、それに伴い予算も県に移管されるようになった〔JICA 1996〕。(図2 各行政単位における資金の流れ参照)

### 3-3. アチャカチ市と大衆参加法

アチャカチ市は、市議会と市職員から構成される。議員は議長を含め9名からなり、議員は市長と共に直接選挙により選ばれる。市役所は財務部、技術部、人間持続開発部からなり、幹部職員は市長により任命される。大衆参加法の事業計画は、財務部、技術部、人間持続開発部の3部長を含む市の幹部職員6名および、市議会議員から構成される「計画委員会」により策定される。メンバーには農業、インフラ、市開発計画の知識を有する担当者が含まれる。アチャカチ市の歳入構成は、中央政府からの共同参画税（地方交付金）10,918,999ボリビアーノ（約140万ドル）、独自予算（都市住宅税、農民税、車両登録料、罰金、サービス料）510,000ボリビアーノ（約6万8500ドル）、重債務貧困国予算（HIPC II）5,966,403ボリビアーノ（約77万ドル）、社会生産基金（9,874,387ボリビアーノ）127万ドルである。独自予算は全体の2%にも満たず、中央政府からの共同参画税と社会生産基金が大半を占める。

大衆参加法の予算情報は、財務省（Ministerio de Hacienda）から毎年10月頃に市当局に伝えられ、それに基づき11月には「計画委員会」により予算計画が作成される。その後、複数のコミュニティ（集落）から構成されたカントン・レベルの住民評議会が、11月～1月頃におこなわれ、コミ

ュニティのリーダーとアチャカチ市の計画委員会の立会いのもと予算計画が検討される。それらの検討結果をもとに1月～2月に市長および3部長は年間計画（案）を作成し、市議会で審議される。市議会での大衆参加法の年間計画案の可決後は、財務省（Ministerio de Hacienda）へ提出され可決されるか、修正が必要な場合市議会に戻される。財務省による年間計画（案）の可決条件として、①地域住民の「参加型」により住民評議会が開催され、②事業が「教育」、「医療」、「基礎衛生」など大衆参加法が示す分野であることとされる。市議会議長への聴き取りによれば参加型の定義は、「カントン・レベルにおける総会の議事録が存在し、予算が適切に利用されているかをチェックする監視委員会による報告書がある」ことである<sup>7)</sup>。

しかし「参加型」については法律で明確に定義されておらず、個人により参加型の解釈が微妙に異なっている。このように政策決定における市、カントン、コミュニティの権限が強い一方、中央政府の出先機関である県の権限がかなり限定されていることが明らかになった。ただしコミュニティは住民評議会において計画立案に参加するものの、あくまで「提案」に留まり、最終的な決定権は市議会にある。

一般に分権化には①政治的、②行政的、③財政的の三つの次元があり、ボリビアでは市長および市議会の公選がおこなわれ、市民社会が政治的責任の一端を担うようになっていることから、まず「政治的」分権化がおこなわれていることがわかる。また、教育、医療、基礎衛生など大衆参加法が示す分野にかかるインフラの所有、建設、維持管理の義務および権利が市へ移譲されていることから、「行政的」分権化もなされている。さらに共同参画税として中央から地方交付金が配分され、不動産税、市民税、車両税など独自財源も得ていることから、「財政的」分権化もおこなわれ、分権化における上記3条件は制度上満たされていると考えられる。

1999年には、アチャカチにおける大衆参加法事業の年間計画（POA）の基になる5カ年計画

(PDM) が作成されている。しかし翌年2000年に市議会選挙が実施され、市長、議員、市職員（幹部のみならず一般職を含む）の総入れ替えがおこなわれ<sup>9)</sup>、事業方針の変更から計画が修正されている。そのため、あるコミュニティで当初予定されていた上水道建設は中止され、多目的運動場（バスケット、サッカー場）へ変更されている。その理由は小額予算で確実に実施可能な公園や運動場のほうが、政治的宣伝効果も高いと判断されたためである。必要経費は、多目的運動場で30,000ポリビアーノ (Bs.)、電化事業120,000 Bs.、上水道300,000 Bs.と、運動場と水道では10倍ほどの開きが見られる<sup>8)</sup>。(1米ドル=7.75ポリビアーノ)

このような背景からかアチャカチに限らずポリビアの農村に足を運ぶと、何もない荒涼としたアンデス高地に突如として現れる子供が遊んでいない遊んでいる運動場（写真4）、地域住民が集わない集会場（写真5）といった目新しいインフラを目にする。サッカーに興じる若者はサンタ・クルスなど東部低地ではよく見かけるが、同じポリビアでも自然環境、文化、民族、習慣等で東部とは大きく異なるアルティプラーノと呼ばれる西部アンデス高地では、スポーツに汗する子供たちは少ない。また、アチャカチ市に到着してまず目にするのが、鉄筋コンクリート製3階建ての集合市場であるが、建設から6年経過した2003年現在、1階の一部を除いてほとんど利用されていない。（写真6）事業の実施経緯の詳細は不明であるが、建設は大衆参加法予算により実施され、市内に住む商人たちへの説明など一切ないまま建設された。商人は通常、中央広場周辺で商いをおこなう場合、市当局に場所代として年間15~20Bs.を支払っているが、もしこの市場を利用する場合月々40Bs.を納めなければならず負担増加につながるばかりか、建物内部の寒さや暗さなど利用のメリットもないとの意見が聞かれた<sup>10)</sup>。（写真7）

また、同様の理由から利用されていない事業として、「集会場」があげられる。筆者も何度か農村の集会に参加した経験があるが、特に日中集会

が開催される場合、寒い屋内より暖かい屋外でおこなわれるケースが多い。たとえ小学校の空き教室があっても、校庭でのんびり日向ぼっこをしながら、女性は糸紡ぎ、男性はコカ葉を噛みながら、またある者は寝そべりながら集会をおこなうのが、アイマラ族の習慣である。（写真8）

年間計画（POA）の評価は毎年、アチャカチ市により実施されている。しかし、計画された事業予算の「消化率」のみが評価基準であり、公共事業がいかに関地域住民に利用され生活水準の向上に貢献したか、もしくはいかなる課題や問題点を残しているかなどについては、一切触れていない。「評価」というには程遠いこうした基準と政治的プロパガンダが優先されれば、上述したように予定されていた上水道が、運動場に化けてしまうことになりかねない。

カントン・レベルで選出される監視委員会のメンバーは、週2度ほどアチャカチ市役所へ「通勤」している。しかし、彼らは「無給のボランティア」であることから、労働に対するインセンティブが湧かないばかりか、監査に関する専門的知識がないことなどから、最終的には県職員が手取り足取りサポートせねばならないという問題を抱えている。

エル・アルト (El Alto) 市で活動する NGO によると、大衆参加法の資金が選挙活動に流用されるのを見逃したり、汚職をチェックするはずが、市当局と結託して独立性が保てないことすらあるとされる<sup>11)</sup>。

このような監視委員会の形骸化は「政治的」分権化における今後の課題である。

また大衆参加法で定められた事業は、たとえ形式的には参加型による意思決定がなされても、事業の選択肢が政治家の恣意的な予算決定により、住民のニーズに合致した事業にも届きにくい。現状では中央から地方交付金が配分されるだけで、必要なことは行政能力の欠如した市（ムニシピオ）が行うようにと冷たく突き放されている感があり、これでは「新経済政策」において大衆参加法が持つ「政策への支持」という暗黙の目標を達

成することすらできない。

### 3-4. アチャカチ市が管轄するコミュニティの現状

2001年の国勢調査によるとアチャカチの人口は70,371人、都市部が7,540人、農村部が62,831人である。世帯数は21,511で平均家族数は3.2人である。ボリビア国家統計局(INE)は、郡(プロビンシア)内のコミュニティ総数、人口などの詳細なデータは公表していないが、以下で紹介するイラマ・ベレン・コミュニティでは140世帯、ハウィラカ・コミュニティでは280人という大まかなデータをj得ることはできた。

フィールド調査は2003年8月中旬~12月初旬に実施されたが、天然ガス輸出問題に端をj出したゼネストで国内が麻痺状態となり、しばしば調査を中断せざるをえない状況に陥った。こうしたボリビアの政情から予定していたカントン、コミュニティ・レベルにおける「参加型」住民評議会は延期され、調査期間中に参加することはできなかった。また、地域住民とjコンタクトすることは、中央の官庁や国際機関などの場合と違い、事前にアポイントメントをとることは難しい。実際、コミュニティに足を運んでも家主はラパスへ出稼ぎに出かけ、女性と子供は家畜(牛、羊)の世話で不在が多い。フィールド調査を進めるうjでのこうした制約を克服するためには、コミュニティに行くのではなく、住民がj集まることが期待される市場の日にアチャカチ中央広場のベンチで彼らを「待つ」ことをj選んだ。複数の地域住民への聞き取り調査を通じて、公共事業計画にかかる意思決定メカニジムの現状や問題点を明らかにすることができた。

①イラマ・ベレン(Irama Belen)コミュニティのメンバー<sup>12)</sup>への聞き取りによると、2004年度に公民館(Salón de Actas)建設を計画するよう市当局から打診があったが、コミュニティ代表らは市当局案を却下し、多目的運動場の建設をj決定している。しかし、公民館にしても運動場にしても、

イラマ・ベレン・コミュニティにはすでに農村開発基金(Fondo de Desarrollo Comunal)からの資金提供により2002年に建設されており(写真6参照)、さらなる集会場が必要とは考えられない。このコミュニティからの要望としては、かつて300棟の牛舎がj挙げられていたが、予算上の制約から計画案は市議会で却下されている。イラマ・ベレン・コミュニティはアチャカチ市が管轄するコミュニティのなかでも気候的に温暖で牧草にも恵まれており、乳牛畜産農家がj多く見られる。アルティプラノは自然環境が苛酷であるが、この地域に限りホルスタインやブラウン・スイス(Pardo Suiza)との交配種による牛乳生産が、現金収入として有望である。ただし大衆参加法がカバーできる分野や資金はj限定され<sup>13)</sup>、また受益層が特定の住民に集中する事業は実施できないため、畜産農家のニーズは事業に反映されにくい。

②カシナ(Kjasina)コミュニティでは、大衆参加法事業は同法がj施行された翌年1995年にアチャカチ市長と市幹部から一方的に多目的運動場の建設計画が説明されており、地域住民からの要望やニーズなどがj出される余地がないまま決定されている。運動場建設の後、1998年まで事業らしい事業は実施されなかったが、その頃には地域住民も評議会において提案がj出されるようになった。そのなかで出された要望として、上水道がjあげられた。しかし、大衆参加法予算では建設は無理であったため、当時、学校関連の援助をおこなっていたNGO(Plan Internacional フォスタープラン)に援助申請をおこない、水道建設がj実施されることとなった。このNGOはそれまで学校への椅子や机、公園建設などの支援をおこなっており、地域住民にとっては身近な援助機関であった<sup>14)</sup>。

このコミュニティは、周りは不毛の荒涼たる風景で、道標となる目印がj少ない。ただ、皮肉なことに子供がj遊んでいないサッカー場のゴールポストが唯一の手がかりである。

コミュニティでの聞き取り調査を通じて、情報不足による政府への不信感がj生まれ、共同参画税

配分においても不都合が生じていることも明らかになった。大衆参加法ではコミュニティの人口数に比例して資金が配分されることが謳われているが、国勢調査において調査員が人口把握を試みても、地域住民は「徴税の算出」に使われるとの誤解から、実際より少ない人口を申告する傾向が見られる。たとえばハウイラカ (Jahuilaca) コミュニティでは、1992年実施の国勢調査の結果が50人であることから4,000ボリビアーノのみが共同参画税基金として配分されたが、2002年にはようやく住民も調査の趣旨を理解するようになり、人口が280人に急上昇したことから、額も25,000ボリビアーノに増加したという<sup>15)</sup>。

類似の事例として、外部者が農村生活に関するアンケート調査をおこなう際、地域住民の回答を鵜呑みすることができないことがある。たとえば、筆者がかつて年間の現金収入について地域住民の1人から得た回答は、「去年は牛1頭を売っただけだから70米ドルが現金収入だろう」というものであった。農村では未だ貨幣経済が浸透していないことを考えれば、こうした不確実な回答も想定されるが、外部からの援助を望む地域住民は、実際より低い所得を回答することにより貧しさを誇張する可能性もある。いずれにしても調査の目的等を事前に正確に伝えて双方の信頼関係をつくるのが、調査の信憑性を高めることに繋がる。調査は多くの場合「情報泥棒」に終わり、協力者である住民に裨益することがないため、いたずらに期待を抱かせないことも忘れてはいけない。筆者の場合、聞き取り調査の相手が協力隊時代の家主(市議会議長)やJICA農村開発プロジェクトの受益者であったため、せいぜい農民には1米ドルほどの昼食をおごる程度で、彼らも調査には快く応じてくれた。

コミュニティのメンバーへの聞き取り調査をつうじて、大衆参加法にかかる基本的な情報が地域住民に広く伝わり十分なコンセンサスを得る以前に、半ば見切り発車的に公共事業が実施されていることが明らかになった。大衆参加法や関連法律書は、ラパス市内のキオスクにて1米ドルほどで

入手可能であるが、これらはスペイン語で書かれているため、アイマラ語を母語とするアチャカチの地域住民が読んで理解することは困難である。

### 3 - 5. 支援機関

ボリビアでは、いくつかの市(ムニシピオ)およびコミュニティにおいて「大衆参加法や国民対話法のしくみ、自治体の運営能力の向上、内部監査と会計報告、5ヵ年計画(PDM)、年間計画(POA)作成」などの基礎的な情報を地域住民に伝える普及活動をおこなっている。こうした支援機関は①国際協力機関、②世銀など国際金融機関が契約するコンサルタント会社、③NGOの3つに分類される。ただし、アチャカチ市は人口が7万を超えていることや重債務貧困国予算(HIPC II)<sup>16)</sup>が割り当てられていることから、こうした支援の対象外である。

しかし、ボリビアで活動する支援機関への聴き取り調査をつうじて、アチャカチの現状、問題点、課題を踏まえ、アチャカチの今後において、市(ムニシピオ)やコミュニティとの連携のもといかなる支援が必要とされるかを明確にすることが求められる。

以下では、ボリビア国内の市、コミュニティを対象とした活動を展開している支援機関を紹介する。

#### ①国際協力機関

##### (A) PADEM (自治体民主化支援プログラム Programa de Apoyo a la Democracia Municipal)

PADEMは、農民組織の強化、持続的かつ公平な開発を目的に1995年に開始したスイス開発庁(COSUDE)のプロジェクトである。カウンターパートは、ボリビア農業労働者組合連合(Confederación Sindical Unica de Trabajadores Cempesinos de Bolivia -CSUTCB-)である。国内の16自治体において組織強化、予算、内部監査にかかる訓練を4ヶ月ごとに年3回開催している。ラパス県では、①ルリバイ(Luribay 溪谷地域)、②サンティアゴ・デ・カジャパ(Santiago de Callapa ア

ンデス高地)、③コリパタ (Coripata ユンガス地域) の3市 (ムニシピオ) で活動を開始したが、コリパタはコカ栽培組合 (社会主義運動 MAS) とバナナなどコカ代替作物を推進する政府与党 (左派革命運動 MIR) との衝突から撤退している。3市 (ムニシピオ) が支援対象地域として選出された理由は、貧困地図において「極貧」に区分されていることと、人口が少ないことである。プロジェクト開始当初は、情報がコミュニティの末端まで伝わらず、汚職もみられたが、7年が経過した2003年現在、地方交付金や重債務貧困国 (HIPC II) 予算の仕組みについて理解するようになった。サンティアゴ・デ・カジャパの地域住民からの事業への要望として、当初、皆一様に公園、キオスク、運動場などがあったが、そのうち灌漑施設、飼料作物の栽培、ラクダ科動物 (リヤマやアルパカ) の飼育など、より生産性の高い事業が希望されるようになった<sup>17)</sup>。

### (B) PADER (El Proeyecto de Promocion al Desarrollo Economico Rural 地域経済開発推進プロジェクト)

PADER は、1997年に開始されたスイス開発庁 (COSUDE) が支援するプロジェクトである。公共セクターと民間セクターへの経済開発への意識化による生産型自治体の形成を目的とし、カウンターパートは、ボリビアの農村開発庁 (Viceministerio de Desarrollo Rural) である。対象地域は、ラパス県、コチャバンバ県、チュキサカ県の9市 (ムニシピオ) で、技術支援 (非財政支援) に特化して実施されている。これらの市 (ムニシピオ) が選出された理由として、①市 (ムニシピオ) からの要請があった、②市 (ムニシピオ) にカウンターパートとしての人材 (市長や市議会) および資金 (ローカルコスト) がある、③市 (ムニシピオ) が管轄するコミュニティにおいて経済発展の可能性がある、④隣接する市 (ムニシピオ) への波及効果が期待できるなどである。

PADER による生産型自治体の形成とは、これまでの公共セクター (市 ムニシピオ) と民間セ

クター (生産者) による連携がない状態を改善し、両者が有機的に結びつき、生産性の向上、雇用の創出、収入増に導くことを意味する。ユンガス地域のコロイコ (Coroico) 市では、2000年より市 (ムニシピオ)、観光組合 (Empresa Turistica)、国際協力機関 (米国国際開発庁 USAID) からなる経済振興局 (Directorio Local de Promoción Economica -DILPE-) が結成され、観光業者は地元のニーズに応じた政策原案を提出し、市当局 (ムニシピオ) は政策決定を、国際協力機関は資金、技術支援をおこなうといったかたちで役割分担がなされている。同様に、2003年からは、コカ、コーヒー、果樹 (桃、柑橘類)、タルウィ (マメ科 学名 *Lupinus mutabilis*)<sup>18)</sup>、ラカチャ (セリ科 学名 *Arracacia xanthorrhiza*)<sup>19)</sup> の生産がおこなわれることになっていた。こうした生産型自治体の考えが生まれた背景に、それまで道路、学校、病院といったインフラ事業が中心であった一方で、小規模融資、技能訓練などが放置されていたことがあげられる。こうしたインフラに偏向した事業がおこなわれる理由として、市長と市議会に経済的ビジョンがないことと、公共事業が政治的に利用されていることがあげられる。その結果、教師のいない学校や医師や看護師のいない病院、保健所ができてしまった。国民対話法 (2000)<sup>20)</sup> には、拡大 HIPC (II) 資金 (重債務貧困国) の25%は教師、医師、看護師の雇用にあてられることが記されているが、実際は守られていない<sup>21)</sup>。

### ②コンサルタント会社

#### EATPL (技術支援計画チーム Equipo de Asistencia Tecnica y Planificacion EATPL)

現在、世銀 (PDCR II) と契約する民間コンサルタント EATPL (技術支援計画チーム Equipo de Asistencia Tecnica y Planificacion EATPL) は、全311市 (ムニシピオ) のうち、貧困度や人口をもとに200自治体において大衆参加法にかかる技術支援を実施している。その中で EATPL は、「大衆参加法、国民対話法、自治体の運営能力向

上、内部監査と会計報告、5カ年計画（PDM）、年間計画（POA）および修正、生産型自治体、自治体連合（Mancomunidad）<sup>22)</sup>運営、「ジェンダー」の中から、市当局、OTBs（コミュニティの基礎地域共同体）<sup>23)</sup>の代表および監視委員会と検討し、市のニーズや経費、期間等を考慮のうえ決定される。

5カ年計画（PDM）、年間計画（POA）は、コンサルタントの職員が、調整役（ファシリテーター）として地域住民の要望やニーズを中立的な立場から取りまとめ作成する。PDM、POAの修正は、事業の目的をより貧困削減に絞る際や、自然災害や財政事情などの影響により、公共事業の優先順位に変更が生じた場合におこなわれる。たとえば、ラパスから280キロにあるカイロマ（Cairoma）市のPDMでは修正前は運動場などのインフラ建設に偏向していたのに対し、その後より生産性の高い計画へと修正されている。初年度は灌漑事業で、農業用水および治水により全住民が受益者となる。2年目は、牛乳生産者農家への人工授精と家畜繁殖、3年目はジャガイモの改良品種の生産、4年目にニジマス養殖、5年目に手工芸関連事業と5カ年にわたる事業の優先付けがおこなわれている。この自治体はチチカカ湖からかなり離れており、JICAにより建設されたニジマス養殖センターからの職員による技術支援を予定している。受益者は元鉱山労働者の失業者で、土地所有面積が少ないためから、限られたスペースで実施可能であることからニジマス養殖事業が選択された<sup>24)</sup>。

果たして養殖経験を持たない元鉱山労働者に対してこうしたプロジェクトが軌道に乗るか疑問である。住民評議会では受益者の意見やニーズを取り纏める調整者（モデレーター）は、受益者の要望をできるかぎり叶えたとともに中長期的視点から事業がコミュニティの社会経済に貢献し、かつ現実的なものであるかを見極める能力が要求される<sup>25)</sup>。

### ③ NGO

グレゴリア アパサ〔Gregoria Apaza〕エル・アルト（El Alto）市内の7つの地区（distrito）において、社会安全、リーダー養成、零細企業への支援をおこなっている。支援地域の選定基準はなく、自治体からの支援要請が必要である。2000年に実施された市議会選挙にともなう市政交代を機に、自治体との間で作成された5カ年計画（PDM）では、「暴力のない生活」、「参加と発言権」、「良質のサービス」、「収入の平等分配」など女性や子供など社会的弱者の人権保護が謳われている。エル・アルト（El Alto）市では、家庭内暴力、妊産婦死亡、男女間の収入格差などが問題となっており、家庭内暴力（DV）や幼児虐待が生じた際の訴訟方法や収入確保のための職業訓練をおこなっている。年間計画（POA）実施上の問題点として、予算消化率が低い（6.2%）ことがあげられた。その理由として、監視委員会が、市議会と結託して予算が政治活動などに流用されていることがあげられる<sup>26)</sup>。

## 4. まとめ

フィールド調査をつうじて、地域の現状にそぐわないインフラ建設の問題が浮き彫りになったが、農村の日常で見られるアイマラ族の文化や習慣などを、開発専門家や県職員などの「外部者」のみならず市当局も理解しようとする姿勢が希薄であることに起因していると考えられる。こうした地域住民の生活や習慣を考慮せずに事業計画をトップダウン式に立案する限り、採算の合わない不要なインフラは今後も続くだろう。ただ上述の「集会場」や「市場」に関連して、アチャカチ市は標高4,000メートルの高地にあり、紫外線が強いため長時間の屋外での集会や経済活動は、地域住民への健康に少なからず影響を及ぼしていることも事実である。長時間屋外での家畜の世話に従事する子供達は、頬が焦げ痛々しい程までに日焼け（ほとんど火傷）している<sup>27)</sup>。

また、電を伴う突発的な雷雨に見舞われることもあり、露店商は常に過酷な自然環境の脅威にも

晒されている。(写真7)

こうしたなか、先住民の文化や伝統、習慣を尊重することも大切であるが、近代的な施設を用いた際のメリットやデメリットなどについて、政府、住民、国際協力機関等によるオープンな意見交換やディスカッションがおこなえる環境づくりも求められている。また、大衆参加法事業により建設された鉄筋コンクリートの共同市場の利用料も地域住民に手の届かないような高額に設定するのではなく、必要に応じて市当局が補助金を支給するなど、有効活用のための改善策も求められる。

また子供が遊ばない運動場等の現状も踏まえ、公共事業が子供や女性、高齢者など社会的弱者を含む幅広い住民層にとって画一的なものでなく、地域のニーズに応えた形で実施されることが今後求められる。

近年、ボリビアは、キューバやベネズエラとともに反ネオリベリズム、反米、反帝国主義、社会主義化を標榜し、米国をはじめとする援助国や世銀IMFなどの国際金融機関との摩擦が生じていることも国際協力に対する阻害要因として懸念されている。ただ「グローバリゼーションに抵抗する先住民」という二項対立的ステレオタイプから脱し、グローバリゼーションも先住民も相互作用により変容していることも忘れてはならない。そして国際協力機関としては、先住民社会が外部から押し付けられる圧力を拒絶し孤立しないように、大衆参加法など既存の制度的枠組みをより積

極的にうまく活用しつつ、国際社会という外圧とも駆け引きをしながら豊かになってゆくための手助けをすることが必要である。

最近のボリビアの地域住民を見ていると、かつて「黄金の椅子に座る乞食」<sup>26)</sup>と揶揄されていた彼らが政治意識に目覚め、かつエネルギーに生まれ変わりつつあることを実感する。先住民を「利用」している政治的バイアスの存在も否定できないが、2000年3月に勃発したコチャバンバの水公社民営化反対ゼネスト（いわゆる「水戦争」）では、数週間もの間、幹線道路を石やドラム缶、古タイヤで封鎖し、国内機能は完全に麻痺し、その結果、水道事業を運営するフランス企業を撤退に追いやった。2003年10月の天然ガス輸出反対運動（第一次「ガス戦争」）では、サンチェス大統領を辞任に追い込んだ。道路封鎖という一種の暴力手段は正当化できないが、積極的な政治参加により社会を改善してゆくべく我々も彼らから学ぶべきところがある。そしてボリビアと日本が抱えている共通課題についても、今一度、歴史や経験の共有や意見交換により、外部から押し付けられた価値観に屈することなく、双方が本来備えている潜在的な豊かさや人間らしさを取り戻すことが必要である。

現在、先進国-途上国、援助国-被援助国といった既存の枠をこえた、真のパートナーシップによる協力関係を再考する時期に差し掛かっている。





写真1 アチャカチ市近郊コミュニティの風景  
背後に見えるのがイリャンプ山 標高6,485m

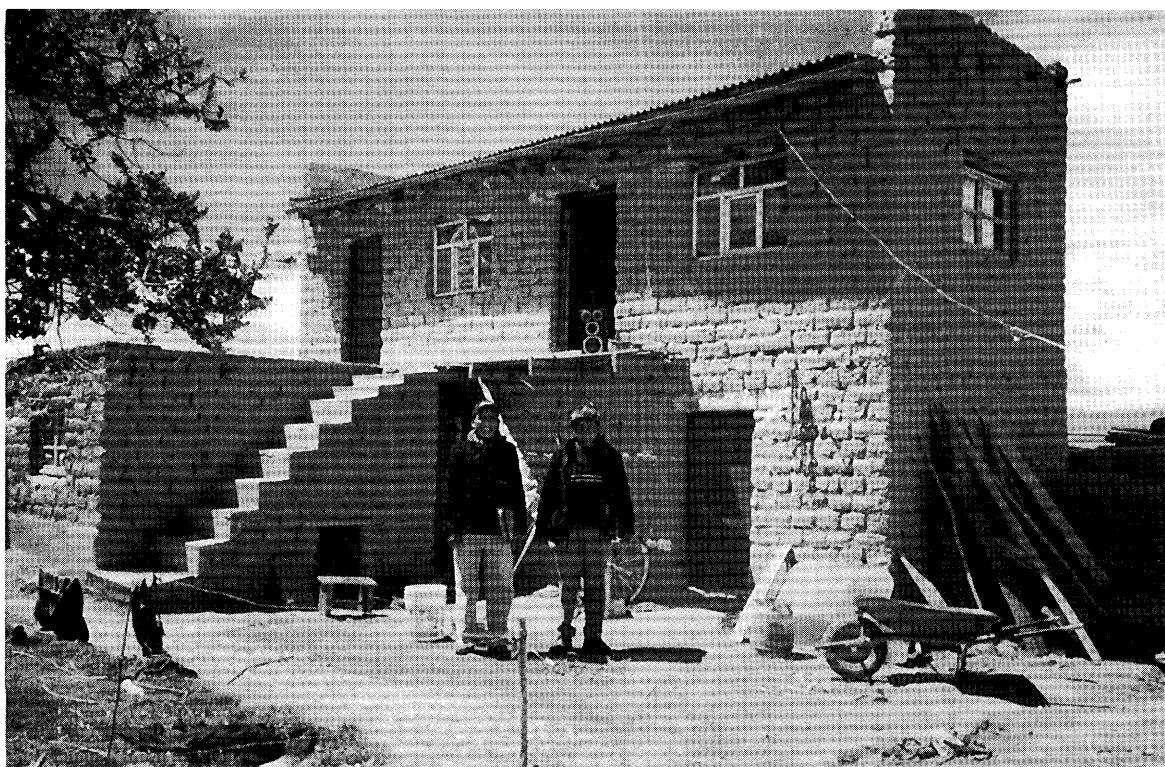


写真2 農村の住居 (Irma Belen コミュニティ)  
日干し煉瓦による粗末なつくり



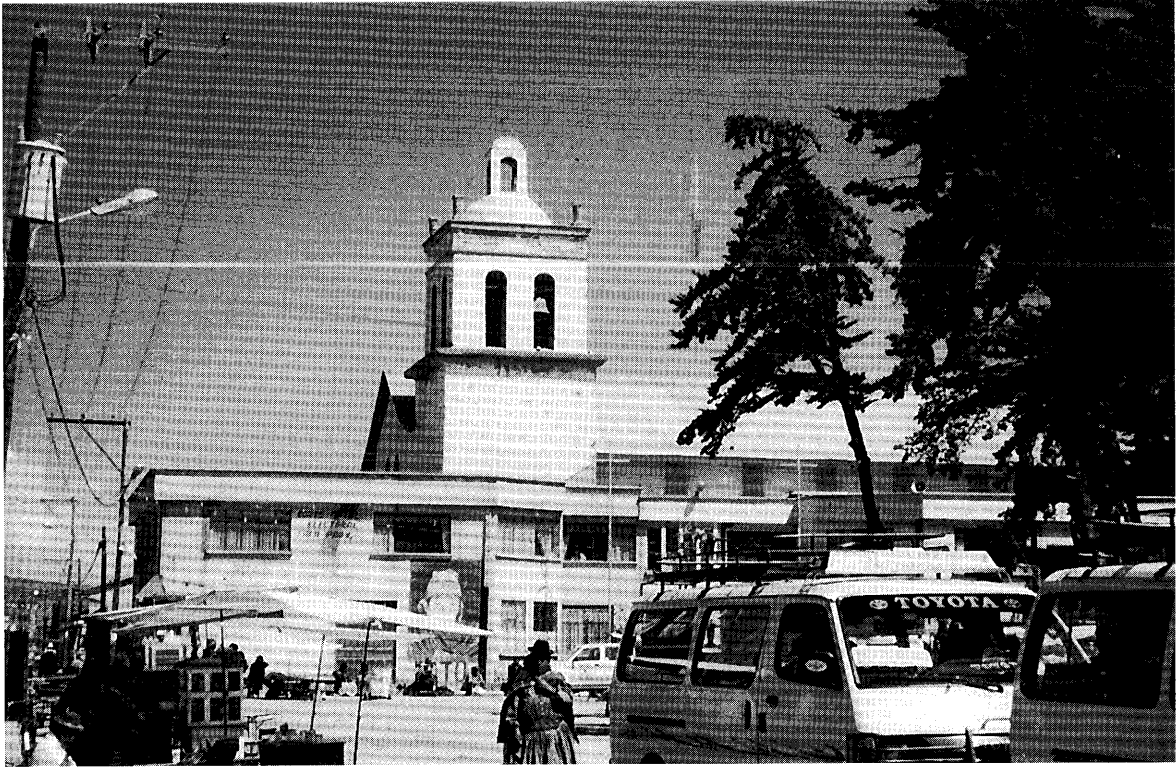


写真3 アチャカチ市役所



写真4 多目的運動場  
Irama Belen コミュニティ



写真5 農村開発基金により建設された集会場  
Irama Belen コミュニティ



写真6 鉄筋コンクリート製の市場  
97年に大衆参加法の予算で建設されたが、1階の一部を除きほとんど使われていない





写真7 日曜市場の様子  
アチャカチの中央広場を中心に路上は近隣コミュニティからの露天で埋め尽くされる



写真8 コミュニティでの集会の様子  
集会は利用可能な教室があっても、屋外でおこなわれることが多い

## 註

- 1) 2003年におけるボリビアの一人あたりの GNI は2,490米ドルと他の南米諸国に比べて大きく遅れをとっている。経済発展の遅れの要因として、独立後の領土喪失で陸封国となってしまったこと、国土は地形条件の厳しい山岳地帯を多く包括し、国内の流通や通信面等の経済インフラの整備が容易でないことなどがあげられる。(JICA 2005)
- 2) アメリカ市場への麻薬撲滅を目指し、アメリカがコロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビアの麻薬原産国4カ国と調印(1991年調印、2002年拡大更新)。麻薬・コカ栽培撲滅と引き換えにアメリカへのアパレル・皮革製品の輸出無税等の優遇関税措置をとっている。
- 3) 域内自由貿易と関税同盟を目的に1969年発足し、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドル、ベネズエラの5カ国が加盟していたが、ベネズエラは2006年4月に脱退している。
- 4) 1990年以降、資本化法、農地改革に関する新法、化石燃料法などボリビアの政治・経済・社会の枠組みを規定する重要な基本法が制定されている(国本2006:191-192)。
- 5) 制度改革の合意は、憲法、司法、選挙制度、教育、分権化、会計検査官選出、政党法、ガルシア・メサの訴追など広範囲に及んでいる。(遅野井2004:63)
- 6) 国際協力機構(JICA)「ボリビア共和国ラパス県アチャカチ地区農村・農業開発計画調査報告書」、S-5、人口は国家統計局の2001年国勢調査のデータを利用。<http://www.ine.gov.bo/cgi-bin/piwdiel1xx.exe/TIPO>(2007年10月5日閲覧)。
- 7) ビセンテ・アジャラ(Vicente Ayalla)議長へのインタビュー(2003年8月)
- 8) ビセンテ・アジャラ議長へのインタビュー(2003年8月)
- 9) ルイス・ベラ・オロスコ(Luis Vera Orozco)農牧生産開発部長へのインタビュー(2008年3月8日)大学院GP「高度な言語運用能力に基づく地域研究者養成」での出張にて。
- 10) 女性露店商 レオノラ・ママニ(Leonora Mamani)さんへのインタビュー(2003年10月)
- 11) 現地NGO Gregoria Apazaの マリア・アンヘラ(Maria Angela)氏 地域運営部長へのインタビュー(2003年9月)
- 12) アウグスティン・グティリ・コンドリ(Augustin Gutili Condori)乳牛人工授精プロモーターへのインタビュー(2003年9月)
- 13) 大衆参加法は、「教育、医療、スポーツ、農道、小規模灌漑」などの分野に限られ、2003年のアチャカチにおける一人当たりの共同参画税は20ドルに不足しており、高額なインフラ整備には限界がある。
- 14) ハイメ・キスぺ(Jaime Quispe)元水利用組合会長へのインタビュー(2003年9月)
- 15) フリアナ・アパサ(Juliana Apaza)牛乳生産者へのインタビュー(2003年10月)
- 16) 世銀、IMFによるEBBP(ボリビア版PRSP)承認をうけて、ボリビアは2001年6月に、HIPC(II)の完了時点(Completion Point -CP-)に到達し、8億5400万米ドルの債務救済が認められた。
- 17) PADEM(自治体民主化支援プログラム) Sra. Dolores Charaly M.へのインタビュー(2003年8月)
- 18) タルウイの豆は40%以上のタンパク質や20%の油脂成分を含む一方でアルカロイド成分を多量に含み、煮るだけでは苦くて食べられない。そのため、ふつう豆を流水に数日晒す必要がある。(山本2007:103)
- 19) ラカチャは、ジャガイモ、オカ、オユコ、マシュア、アカ、ヤコン、アチラとともにアンデス原産のイモ類に属する。(山本2007:208-209)
- 20) 「国民対話法」には、拡大HIPCイニシアティブで救済された債務(HIPC)(II)基金や総括基金(Directorio Unico de Fondos -DUF-)を通じた貧困指数の高い市(ムニシピオ)への予算移転と社会セクター(教育、医療)への予算配分が示されている。
- 21) PADER(地域経済開発推進プロジェクト)エドガー・ラモス(Edgar Ramos)技術者、ルイス・ビジェガス・ロチャ(Luis Villegas Rocha)技術顧問へのインタビュー(2003年10月)
- 22) 人口の少ない(5,000人未満)複数の市(ムニシピオ)が合併により、生産性強化のための協力関係を持つこと。地域的集積(クラスター)効果を上げるために、(コーヒーや果実など特産品や観光等優先セクターを絞り開発をおこなう場合もある)。
- 23) 基礎地域共同体(OTBs)は、「教育、保健、医療、小規模灌漑、スポーツ、農道、都市農村開発分野」におけるニーズの特定、優先付け、計画、実施のため法的に認可された先住民コミュニティおよび都市の住民組織であり、OTBsを基盤に地域の公共政策の実施に住民参加が制度化されている。

- 24) 民間コンサルタント (Equipo de Asistencia Técnica y Planificación EATPL) へのインタビュー (2003年11月)
- 25) ペルーとの国境近くの Ulla Ulla 国立公園でのニジマス養殖の試みは資金と技術不足により失敗に終わっている。同公園は標高5,000m 近くありアチャカチ市以上に過酷で農業には不向きで、首都ラパスやチチカカ湖へのアクセスも悪い。アルパカやピクーニャの放牧で生計をたてる農家が多い。
- 26) NGO (Gregoria Apaza) マリア・アンヘラ地域運営部長へのインタビュー (2003年9月)
- 27) アイマラ族はモンゴロイド系で、乳児は日本人と変わらない程色白が多い
- 28) 金、銀など多くの地下資源を保有するこの国が、ラテンアメリカでもっとも貧しい国のひとつであり続けていることを痛烈に皮肉った言葉 (国本2006:180)

### 参考文献

- 大野泉 (2004) (ボリビア PRSP の概要と評価——日本の援助の取り組みへの示唆——) 『国別援助研究会報告書 人間の安全保障と生産力向上をめざして』国際協力機構 (JICA) 編、p.129。
- 遅野井茂雄 (2004) (ボリビア・モデルの破綻) 前掲書、p.69。
- 遅野井茂雄 (2006) 『アジア研 ラテンアメリカレポート』アジア経済研究所 p.42。
- 国本伊代 (2006) (新経済政策の成果 ネオリベラリズム20年の軌跡) 真鍋周三編『ボリビアを知るための68章』明石書店、p.191。
- 狐崎知己 (2004) (貧困と人間の安全保障) 前掲書、p.91。
- 佐野誠 (2005) 『ラテンアメリカは警告する「構造改革」日本の未来』新評論、p.14。
- 谷洋之 (1999) (グローバル化する経済とラテンアメリカ社会 新自由主義の光と陰) 清水透編『南から見た世界05 統合圧力と拡散のエネルギー ラテンアメリカ』大月書店、pp.160-161。
- 小池洋一・西島章次編『市場と政府 ——ラテンアメリカの新たな開発枠組み——』アジア経済研究所、pp.428-434。
- 山本紀夫 (2007) 『アンデス高地』京都大学学術出版会、p.103、pp.208-209。
- 吉江貴文 (2006) (教育改革 PRE94と異文化理解・二言語教育のゆくえ) 真鍋周三編 前掲書、pp.118-119。
- 国際協力機構 (JICA) (1996) 『ボリビア国 ラパス県アチャカチ地区農村・農業開発計画 事前調査 (S/W 協議) 報告書』
- 国際協力機構 (JICA) (1997) 『ラパス県アチャカチ地区農村・農業開発計画調査』主報告書、S-1。
- 国際協力機構 (JICA) (1997) 『農村生活改善のための女性に配慮した組織化支援 基礎調査報告書』、p.25。
- 国際協力機構 (JICA) (2005) 『国別農業・農村開発に係る案件発掘・形成のための執務参考資料 ——国別農業・農村開発指針策定調査—— ボリビア共和国 農業・農村開発指針 (ファイナルレポート)、Bol (R) -2。『しんぶん赤旗』2006年1月24日
- Gery Nijenhuis (2002), 「Decentralisation and Popular Participation in Bolivia」ウトレヒト (Utrecht) 大学、p.83。
- MPD (Ministerio de Planificación de Desarrollo) (2006), Plan Nacional de Desarrollo Bolivia digna, soberana, productiva y democrática para vivir bien, 16 de junio, La Paz.
- República de Bolivia (1994) Ley de Participación Popular, Artículo 10. Comité de Vigilancia.
- Instituto Nacional de Estadística——INE—— (<http://www.ine.gov.bo/cgi-bin/piwdie1xx.exe/TIPO>) 2007年10月5日閲覧。
- República de Bolivia (2001) Estrategia Boliviana de Reducción de la Pobreza (EBRP). pp.31-33.